

圧着式の税額通知になっております。開封せず、本人に渡してください。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書															
所得	給与収入	5300000	主たる所得 以外所得 所得 総所得												
	給与所得	3700000													
	その他の所得計														
所得 控 除 (摘要)	雑損		障・寡												
	医療費		配偶												
	社会保険料	415000	配偶者												
	小規模企業共済		扶												
	生命保険料	70000	基												
	地震保険料		所得控除												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定番号</th> <th>宛名番号</th> <th>受給者番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>*****</td> <td>0001</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="2">福井市**町*番*号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2">福井 太郎</td> </tr> </tbody> </table> <p>あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条および第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">年 5 月 15 日</p>				指定番号	宛名番号	受給者番号	*****	0001	*****	住所	福井市**町*番*号		氏名	福井 太郎	
指定番号	宛名番号	受給者番号													
*****	0001	*****													
住所	福井市**町*番*号														
氏名	福井 太郎														